

「外国人建設就労者等現場入場届出書」についてのQ&A(令和5年3月31日)		
<p>※外国人建設就労者受入事業は令和5年3月31日、制度が完全に終了しました。以降、この制度で記載対象となる方は存在しないため、以下のQ&Aでの回答は、「外国人建設就労者について」の項以降を除き、外国人建設就労者受入事業にかかる記載を除いています。また、最新の情報については国土交通省HP(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000117.html)より、ご確認ください。</p>		
外国人建設就労者等現場入場届出書について		
Q1	外国人建設就労者等現場入場届出書とは何か。	「特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」に基づき、現場管理に責任を有する元請企業が対象となる下請企業に対し確認を行うための書類です。
Q2	外国人建設就労者等現場入場届出書の提出を元請企業が求めるのは、どのような下請企業か。	特定技能制度による建設分野の1号特定技能外国人を雇用している企業となります。
Q3	外国人建設就労者等現場入場届出書ではどのような方が確認対象となるか	建設分野の1号特定技能外国人となります。在留資格は「特定技能1号」となりますので、在留カードにより、その対象であるかを確認ください。
Q4	外国人技能実習生の場合はどのように記載、確認を行えばよいか。	「特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」では外国人技能実習生を対象としていません。外国人建設就労者等現場入場届出書に、下請け指導ガイドラインで対象としていない外国人に関する項目があった場合については、Q6を参照ください。
外国人建設就労者等現場入場届出書の記載について		
Q5	建設分野の1号特定技能外国人を雇用しているが、提出を依頼された外国人建設就労者現場入場届出書には特定技能に関する記載や項目がない。どうすればよいか。	古い様式ではありませんか。国土交通省ウェブサイトから最新のガイドライン及び様式をご確認頂き、元請企業に様式の更新についてご相談ください。
Q6	元請から提出を求められた外国人建設就労者等現場入場届出書の様式と、国土交通省ウェブサイト上に掲載の様式に異なる部分があるが、問題はないか。	国土交通省ウェブサイト上の様式は作成例となります。作成例での内容に加えて、他の在留資格の確認など記載を追加した様式を使用している元請企業もあるようです。そのような追加された記載、項目については元請企業にご確認ください。
外国人建設就労者について		
Q7	外国人建設就労者にあたるのはどのような外国人か	「外国人建設就労者」は、「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置(外国人建設就労者受入事業)」の制度で在留、就労する方です。その告示(平成26年国土交通省告示第822号)の対象者であり、建設現場で従事する外国籍の方全てを指すものではありません。また、外国人建設就労者受入事業は2023年3月31日で終了しています。Q9についてもご確認ください。
Q8	外国人建設就労者であるかはどのように見分ければよいか。	在留カード及び指定書により、分別可能です。在留資格が「特定活動」である方のうち、その指定書が「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」での32号にかかる記載の方となります。詳細については、同法を所管する出入国在留管理庁にご確認ください。また、外国人建設就労者受入事業は2023年3月31日で終了しています。Q9についてもご確認ください。
Q9	外国人建設就労者受入事業は2020年度で終了との記載であるが、それ以降は外国人建設就労者はいないのか。	2021年3月31日に新たな受け入れを終了しており、それ以前に活動を開始した外国人建設就労者に対しても2023年3月31日をもって、その効力を失いました。そのため、2023年4月1日以降、本制度に基づく活動を行う外国人は存在しません。
Q10	外国人建設就労者を雇用しているが、適正監理計画認定証がない。	Q7、Q8を参照し、外国人建設就労者受入事業での外国人建設就労者であるかを再確認ください。制度終了により、外国人建設就労者受入事業による在留である場合にも、令和5年4月1日以降は外国人建設就労者受入事業に基づく就労はできません。
Q11	令和5年4月1日以降、外国人建設就労者がいる場合は、どうすればよいか。	制度終了に伴い、その在留資格が有効であっても、就労することはできません。就労を行う場合には、就労可能な別の在留資格への変更が必要です。適正監理計画認定に基づき監理を行っていた特定監理団体及び受入建設企業が速やかに帰国、または在留資格変更の手続きを行ってください。
その他		
Q12	施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項には技能実習生、外国人建設就労者又は1号特定技能外国人の従事状況に関する事項があるが、これはどのように記載すれば良いのか。	施工体制台帳又は再下請負通知書を作成する必要がある工事に1号特定技能外国人を従事させる場合は、施工体制台帳又は再下請負通知書の「1号特定技能外国人の従事状況(有無)」の欄に「有」を、技能実習生を従事させる場合は、施工体制台帳又は再下請負通知書の「外国人技能実習生の従事状況(有無)」の欄に「有」をそれぞれ記載してください。また、「外国人建設就労者の従事状況(有無)」の欄は、2023年4月1日以降、制度の終了に伴い従事できませんので、「有」の記載となることはありません。1号特定技能外国人や外国人建設就労者、技能実習生以外の外国人の方(例えば定住者等)を従事させる場合は、同欄については「無」と記載してください。なお、1号特定技能外国人を従事させる場合は、受入建設企業は「特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」に基づき、元請企業等に対して「外国人建設就労者等建設現場入場届出書」を提出する必要があります。